

9月の新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ

集団接種 町の接種会場（町民センター）で受ける場合

- ▶ **対象者** 接種券をお持ちの12歳以上の方
- ▶ **予約受付期間** 8月10日(火)～12日(木)
- ▶ **予約方法**
 - **電話 予約専用ダイヤル 0570・666・764**
(平日午前9時～午後4時)
※ウェブ予約に偏らないよう、電話予約枠を設けてます。
 - **ウェブ** (24時間受付・受付初日は午前9時から)
 - **スマートフォンから申し込む場合**
→ 右のQRコードから予約してください。
 - **パソコンから申し込む場合**
→ 町ホームページ「暮らし」トップページにあるバナーをクリックし、予約してください。

- ▶ **予約時に必要なもの**
接種券 (10桁の券番号と氏名・生年月日等の個人情報が必要です)
※家族による代理予約も可能です。
※接種予約を変更、キャンセルされる場合は、必ずお電話ください。

接種日	受付時間
9月4日(出)	午前 8時30分、午前 9時 午前 9時30分、午前10時 午前10時30分、午前11時
9月5日(日)	午前11時30分、午後 1時30分 午後 2時、午後 2時30分 午後 3時、午後 3時30分 午後 4時、午後 4時30分

個別接種（医療機関で受ける場合）

- **千葉内科医院 (☎852・2235)**
- ▶ **対象者** 接種券をお持ちの12歳以上の方で、当院に通院中の方を優先します。

接種日(1回目)	受付時間	予約方法
8月 1日(日)～8月 7日(土)	●月～金曜日 午前8時30分～午後0時30分 午後3時～午後6時	受付時間内に当院窓口においていただき、予約申込をお願いします。 ※15歳以下の方は、保護者様がご予約をお願いします。
8月29日(日)～9月18日(土)	●土・日・祝日 午前8時30分～午後1時 ※8月13日(金)～8月15日(日)は休診。	

- **湖東快晴クリニック (介護老人保健施設 湖東老健内 ☎855・1572)**
- ▶ **対象者** 接種券をお持ちの18歳以上の方で、希望者すべてが対象です。

接種日(1回目)	受付時間	予約期間	予約方法
9月 7日(火)、9月11日(土) 9月15日(火)、9月18日(土) 9月25日(土)	午前9時30分 ～ 午前11時30分	8月7日(土)～9日(月) 午後2時～午後4時	予約期間内に、予診票とお薬手帳をご用意のうえ、電話でご予約ください。 ※疾患や内服薬によっては、クリニックの窓口にお越しいただく場合があります。

- **湖東厚生病院**
- ▶ **対象者** 接種券をお持ちの12歳以上の方で、希望者すべてが対象です。

接種日(1回目)	受付時間	予約期間	予約方法
9月1日(火)	午後3時 ～ 午後3時30分	8月16日(月) ～ 17日(火)	● 電話 予約専用ダイヤル 0570・666・764 (平日午前9時～午後4時) ● ウェブ (24時間受付・受付初日は午前9時から) ※集団接種と同じ予約方法です。

接種を希望される皆様へ

- 1回目の予約時に、接種日の3週間後（同じ曜日・時間帯）で2回目の予約が確定しますので、2回目の接種予約は不要です。2回目の接種日の予定をご確認のうえ、1回目の予約を行ってください。
- 15歳以下の方は、**必ず保護者同伴**をお願いします。高校生の方についても、できるだけ保護者同伴をお願いします。
- ▶ **接種当日の持ち物**
接種券（クーポン券）、予診票（自宅で記入してきてください）、身分証明書（健康保険証等）、お薬手帳（服用中の方）、母子手帳（中学生以下）
※千葉内科医院の場合は、予約時にお渡しする確認書（自宅で記入してきてください）
※帰宅後、体に異常がある場合は秋田県新型コロナワクチン相談センターにご相談ください。
0570・066・567 (8:00～17:00受付)

ワクチン接種にあたっての注意点

- ワクチンは上腕の三頭筋に注射するため、肩を出しやすい服装でお越しください。
- 接種前にご自宅で体温を測定し、明らかに発熱がある場合や体調が悪い場合などは接種を控え、予約先に連絡してください。
- 接種券は2回分の接種券（クーポン券）と予防接種済証が1枚になっています。毎回、切り離さずに台紙ごとご持参ください。
- 64歳以下の方の接種券は、6月3日時点で住民票が五城目町にある方に送付しています。6月4日以降に転入された方は発行の手続きが必要ですので、**町健康福祉課 (☎852・5180)** へご連絡ください。

発熱などの症状があり受診を希望する場合は、まずはかかりつけ医に必ず電話でご相談ください

- かかりつけ医がないなど、医療機関に迷う場合は、右記の「あきた新型コロナ受診相談センター」へご相談ください。紹介された医療機関を受診する際は、必ず事前に受診先へ電話してください。
- ▶ **あきた新型コロナ受診相談センター（コールセンター）の電話番号**
☎018・866・7050 (24時間受付)
☎018・895・9176 (8:00～17:00受付)
☎0570・011・567 (8:00～17:00受付)

国民健康保険 被保険者の皆様へ 新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、以下の要件を満たす方は国民健康保険税が減免となります。
なお、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの納期限がある国保税が対象です。

▶ **保険税減免の対象となる方**

- 1 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の方
→ 保険税を全額免除
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方
→ 保険税の全部または一部を減額

次の①～③までの全てに該当する世帯が対象となります。

▶ **世帯の主たる生計維持者**

- ① 事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入のいずれかの令和3年中の収入（保険金・損害賠償等により補填される金額を除く）が、新型コロナウイルス感染症

の影響で令和2年中と比べて10分の3以上減少する見込みである。

- ② 令和2年の所得の合計額が1,000万円以下である。
- ③ 減少が見込まれる収入に係る（①で選択した）所得以外の令和2年中の所得の合計額が400万円以下である。

※新型コロナウイルス感染症の影響で、主たる生計維持者の事業等の廃止、または失業の場合は、全額免除となります。

ただし、主たる生計維持者の前年と比べて減少することが見込まれる事業収入等の前年の所得金額が0円（またはマイナス）の場合や、特例対象被保険者（非自発的失業）など他の減免を受けている方は対象外となります。

※ご自身が減免の対象となるか、また申請に必要な書類等の詳細については、町税務課にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ 町税務課 (☎852・5144)